

岩手県医療局管理規程第3号

医療局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月15日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局行政文書管理規程の一部を改正する規程

医療局行政文書管理規程（平成12年岩手県医療局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印の使用)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 公印を使用する者は、公印管理者に行政文書を提示し、その<u>確認</u>を受けて使用しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(電子署名の付与)</p> <p>第35条の2 [略]</p> <p>2 電子署名の付与を受けようとするときは、医療局公印規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第4号）第2条第1項に規定する公印管理者があらかじめ指定する者（以下「電子署名付与者」という。）に電子署名の付与を請求しなければならない。</p> <p>3 電子署名付与者は、前項の規定による請求があったときは、<u>当該電子文書に係る決裁の完了を確認の上、</u>電子署名の付与を行うものとする。</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 公印を使用する者は、公印管理者に<u>原議及び</u>行政文書を提示し、その<u>承認</u>を受けて使用しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(電子署名の付与)</p> <p>第35条の2 [略]</p> <p>2 電子署名の付与を受けようとするときは、<u>電子文書及び原議を示し、</u>医療局公印規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第4号）第2条第1項に規定する公印管理者があらかじめ指定する者（以下「電子署名付与者」という。）に電子署名の付与を請求しなければならない。</p> <p>3 電子署名付与者は、前項の規定による請求があったときは、<u>電子文書と原議とを照合し、電子署名の付与を適当と認めるものについて</u>電子署名の付与を行うものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。